

1.1 清里小学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義等（いじめ防止体策推進法 第二条関係）

1 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法 第2条「定義」より抜粋）

※「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」R2.11.24では、「けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当することもある」と改訂。

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりえるものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 基本的施策

1 いじめのない明るく楽しい学校生活のために

いじめの未然防止及びいじめ事象への対応として以下の取組を行う。

- (1) いじめを許さない支持的風土づくりを推進する。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- (3) いじめの早期発見のための必要な取組を行う。
- (4) いじめ防止のための取組を推進する。
- (5) いじめの早期解決、及び当該児童の安全を保障するために校内いじめ不登校対策委員会の機能化を図るとともに、校区における関係を組織した「清里小学校いじめ防止地域協議会」の立ち上げ、必要に応じて警察等関係機関や専門家と協力してその解決にあたる。
- (6) 学校と家庭が協力して、未然防止・早期解決に取り組む。
- (7) 教師の資質を高めるための研修の機会を保障する。

2 具体的実践事項（前記項目の具体化）

(1) いじめを許さない支持的風土づくりの推進

児童一人一人が互いに認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりを学校全体で推進していく。

ア 挨拶の励行

イ 縦割り班活動を多用し、縦横斜めの温かい人間関係の構築

ウ 朝の会・帰りの会の“今日の良かったこと”等で、建設的な総合評価をしあう機会の推進

エ 互いの意見をよく聞き、自らが思ったことを発言していく態度の育成

(2) 児童一人一人の自己有用感の高揚と自尊感情の育成

教職員一人一人が分かりやすい授業に心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する成就感・達成感を味わわせ、自己有用感を高揚させ、自尊感情を育むことができるようとする。

ア 「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育の充実

イ 他者意識を育む人権学習の推進

ウ すべての教育活動における自尊感情の育成

(3) いじめの早期発見のための取組

成長過程にある子どもたちには、いじめが起きることを想定として捉え、総ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うと共に、定期的な調査を行う等、あらゆる角度からいじめを早期に発見し、解決に取り組める手立てを講じる。

ア 日常の児童の観察による実態把握と職員間の情報交換

①実 施 : 毎日

②把握の方法 : 担任、及び学校職員による日常の児童の観察による。

③共通理解 : 児童の様子で気になる出来事について、関係教職員に知らせると共に、全職員が知りうるべき内容について、緊急な案件については臨時職員会等を行い、全職員に報告する。

イ 子どもを「観つめる会」兼 生徒指導対策委員会の実施

①実 施 : 毎月1回（第4木曜放課後）

②把握の方法 : 担任、及び学校職員による日常の児童の観察による。

③共通理解 : 各学級における気になる児童の状況、及び児童間の交友関係を報告し、共通理解し、共通実践事項について協議する。

ウ 校内人権旬間に実施するアンケート

①実 施 : 6月

②把握の方法 : 児童の記名式アンケートにより、年度当初の友達関係を把握する。担任が把握し、情報集約担当者に報告する。

③共通理解 : 期間を置かず、情報集約担当者が学校全体の集約を行い、いじめ不登校対策委員会を開催した後、職員夕会で全職員に報告する。

エ 熊本県教育委員会が実施する「熊本県公立学校 心のアンケート調査」

①実 施 : 11月～12月

②把握の方法 : 児童の無記名式アンケートにより、過去の友達関係を把握する。担任が学級で実施して集約し、人権教育主任に報告する。

③共通理解 : 期間を置かず、情報集約担当者が学校全体の集約を行い、いじめ不登校対策委員会を開催した後、職員夕会で全職員に報告する。

オ 教育相談の実施（三者面談も含む）

①実 施 日 : 每年、県と校内アンケートが終わった7月に特設の教育相談を設定して全員対象に担任が行う。

②実施の方法 : チェック事項を基に、日常の生活について個人面談を別室にて実施する。児童の状況で、他も認知すべき案件があれば、即刻、管理職へ報告する。

※ なお、アンケート等により明らかになった児童の実態については、その取組をP D C Aサイクルの中に位置づけ、その対策や手立てについて講じ、改善の状況を判断し、「いじめ0」を目指す。

(4) いじめ防止のための全校での取組

学校全体の共通意識・共通認識を醸成するための学習の機会を設定する。

ア 全児童による“全校人権集会”の実施（6月・1月）

イ 学校代表児童による熊本県人権子ども集会への参加と、全児童への報告

(5) 校内体制の整備と外部機関を活用したいじめ問題の解決

学級担任だけで抱え込むことなく、校長はじめ総ての教職員が対応を協議するとともに、案件に応じては外部へも解決に向けた意見を問う。

ア 校内いじめ不登校対策委員会の機能の充実

イ いじめ事象が起きた時の域内の相談機関としての「清里小学校いじめ防止地域協議会」の設立と、機に応じた開催及び解決に向けた協議の実施

ウ いじめの内容により、S C、S S W、警察等の機関を活用した当該児童の身の安全の保障

(6) 学校と家庭の連携による未然防止・早期解決について

いじめに関わる児童の保護者と協働した取組により、被害児童・加害児童・第三者児童の保護者も一緒になって解決に向かう取組を推進する。

ア 常日頃からの児童の様子の情報交換の実施と、小さな気付きも伝えやすいような人間関係づくりの構築

イ いじめ問題発生時の学校内だけの抱え込みと解決を図ることの否定、及び家庭との連携強化の下での問題解決

ウ 家庭において、学校に話すことができないような状況が起きた場合の「いじめ110番」等のいじめ問題に対応する相談窓口の存在と利活用についての周知

(7) 教師の研修機会の保障

児童の人間関係を見取り、その状況を改善・修復し、仲間づくりを推進できる教師力の向上のための研修の実施

ア 「いじめ」に関する研修会（4月）

イ 校内人権教育研修会（7月・12月）

ウ 荒尾玉名人権教育研究大会への参加

エ P T A人権教育講演会

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。

・いじめ被害の重大性から、さらに長期間の注視期間を設定する。

(イ) 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

III いじめの防止等の対策のための組織

児童間に生じたいじめ問題を解決に導くための組織として、以下の2つを設置する。なお、(2)の「清里小学校いじめ防止地域協議会」は、(1)の「いじめ不登校対策委員会」にて解決が難航を期す可能性がある場合に委員会を招集するものとする。

(1) 学校内の組織：「いじめ不登校対策委員会」

いじめの未然防止やいじめ発生後の対策を実効的に行うため、管理職、人権教育主任、生徒指導主任、当該学級担任により、いじめ不登校対策委員会を設置する。

必要に応じて委員会を開催し、いじめ問題の未然防止や解決に向けた協議を行う。

※本委員会における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う「情報集約担当者」を置き、担当者は、教頭・生徒指導主任とする。

※「情報集約担当者」は、次のことを行う。

- 被害の訴えのあった児童、加害の疑いのある児童、その他の児童からの聴取
- 関係教職員からの情報収集
- 事実確認の整理といじめの認知
- 児童及び保護者への説明

(2) 地域や関係機関と連携した組織：「清里小学校いじめ防止地域協議会」

いじめ問題が発生した場合は、適切な対応をするための校内組織により対応するが、校内委員会協議及び全職員による協議で解決が困難な場合に必要に応じて、その解決を効果的に行うために、外部の関係者を交えたいじめ防止等の対策のための話し合いを行う。

本協議会の開催は、校長が招集する。

〈構成〉

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|-------|-------------|-------------|
| 本田 秀二 | 学校運営協議会 会長 | 学校応援団代表 |
| 田中 伏美 | 学校運営協議会 副会長 | 放課後子ども教室指導員 |
| 本田 安子 | 学校運営協議会 委員 | 民生児童委員代表 |
| 福島 健作 | P T A会長 | 保護者代表 |

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して、判断する。

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 連續して欠席している場合

2 警察への相談・通報

- (1) 犯罪行為（触法行為を含む）が確認された場合は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- (2) 犯罪行為が確認された場合の警察への相談・通報について、保護者に対して学校だより等を通して、あらかじめ周知しておく。

3 対処（調査）

(1) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・十分な聴き取りを行うと同時に、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。情報を提供してくれた児童を守ることを最優先に調査を実施する。
- ・調査結果をもとに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をただちに止めさせる。
- ・いじめられた児童に対しては、状況に合わせたケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(2) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・当該児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、自殺の背景調査を行う事とする。この調査に当たっては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

4 対処（調査結果の提供及び報告）

(1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果については、長洲町教育委員会へ報告する

資料4

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

※アンダーライン、枠囲みは松永校長による

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雜則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじ

めが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一條 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二條 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、い

じめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものとの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるも

のとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見の方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十二条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための

調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定す

る学校法人をいう。以下この条において同じ。) が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るために、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雜則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下の条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。